

国立大学法人東京外国語大学公的研究費の運営・管理に関する教職員等行動規範

平成27年3月24日制定

国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）は、大学としての社会からの負託に応える重大な責務を有するものであり、本学教職員及び本学において公的研究費の運営・管理に携わる者（以下「教職員等」という。）は、貴重な国費を原資とする公的研究費の使用にあたっては、各自の責任ある行動により、用途の透明性を担保しなければならない。

本学は、公的研究費を取り扱うすべての教職員等が、不正行為のない健全な運営・管理に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するため、ここに「公的研究費の運営・管理に関する教職員等行動規範」を定める。

- 第1 教職員等は、貴重な国費を原資とする公的研究費による研究に対する国民の負託に応える責務を有する。
- 第2 教職員等は、公的研究費を適正に管理しつつ有効に活用して研究を円滑に進め、究極的には国民に還元できる成果を上げるよう努める。
- 第3 教職員等は、公的研究費の使用にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
- 第4 教職員等は、公的研究費の不正使用は、個人のモラル、研究者倫理の問題であると同時に、本学及び他の教職員等の信用をも失墜させ、ひいては教育研究に関する国民の信頼を損なう行為であることを強く認識する。
- 第5 教職員等は、公的研究費の運営・管理にあたり、個人と組織間の利益相反に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。